

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成27年2月19日(木)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

石原栄一委員, 今井攻委員, 上原徹委員, 梅枝紀子委員, 懸川武史委員,
小林敬子委員, 佐藤裕子委員, 下城茂雄委員, 高浦孝好委員,
松井正太郎委員, 若木香織委員(以上11人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 明珍美樹生次席家庭裁判所調査官

同 齋藤辰男訟廷管理官

同 藤本佳織主任書記官

(事務担当者)

木村陽介事務局長, 勝田和彦首席家庭裁判所調査官, 舟木進首席書記官,
井手本明次席書記官, 長谷川哲也総務課長, 坪井隆人総務課課長補佐

4 議事

- 開会のことば
- 委員の交代
- 新任委員のあいさつ
- 委員長の互選
- 報告「前橋家裁サイン計画」
- 意見交換等

ア 説明「後見制度の概要について」

イ 質疑応答

(委員長) ただいまご覧いただいた手続の案内についてのビデオと実演について

て何か御質問はございますか。

(委員) 寸劇は大変分かりやすくてよかったです。突っ込んだ話が相当されていましたが、実際に窓口でのやりとりはあのような感じで行われているのでしょうか。

(説明者) 窓口でのやりとりは、いろいろなパターンがありますが、あのような対応も結構あります。人によって前提知識や理解力の差もありますので、いろいろです。一通り説明すると、もっと後見制度って簡単に利用できると思っていたのに、こんなに大変なのかというような感想を漏らす方もいらっしゃいます。

(委員長) 認知症の方の財産を保護するために後見人をつけるという辺りまでは割合一般的な理解が得られていると思いますが、個別の事例にはそれぞれ特有の問題があって、詳しい話をしていくと、自分の認識と違った意外な話だったと不満を示される方がいらっしゃいます。案内ビデオみたいには、なかなかスムーズにいかないことが結構あると思います。

(委員) 申立人がそのまま後見人になるケースと、弁護士等の外部者が後見人になるケースがあるということが分かりましたが、両者の割合はどのようなのでしょうか。

(説明者) 統計上は、親族の場合よりも、専門職の場合が最近では多くなってきています。

(委員) 寸劇では、兄弟間の争いの可能性が多少透けて見えたような話でしたが、運用上、あのようなケースにおいて、どちらかの親族から後見人を選ぶことと、外部者から後見人を選ぶこととでは、どちらが多いのでしょうか。

(説明者) 寸劇のケースですと、お兄さんを選んでも、相談に来られた方を選んでも、どちらも問題がありますので、裁判所としては、専門職後見

人を選ぶことになるかと思われます。

(委員) 統計上も私の感覚としても、従来は親族の後見人が原則でしたが、今はむしろ原則と例外が逆転して、専門職を前提に検討を進め、個別にこれなら親族でも大丈夫だねという案件は例外として親族にお願いするという感じです。

ウ 説明「後見事件における事務処理について」

エ 意見交換

(委員長) 以上、後見制度というのはどういうものなのか、裁判所がその制度をどのように運用しているのかについて、あらましを御説明差し上げました。今回の委員会で皆様方のご意見を伺いたい一つのポイントが、利用者にとって利用しやすい運用が裁判所で取られているかどうかです。寸劇では、申立てを考慮して裁判所にいらした方に対する窓口での説明のやりとりを見ていただきましたが、こういう点についてはどう説明しているのかという質問、こういった点でもっと工夫ができないのかといったご意見、全体的に分かりやすい説明になっていたかどうかといった感想など、いかがでしょうか。

(委員) 市民後見人の話なのですが、現在市民後見人はどのくらいいらっしゃいますか。

(委員) 市民後見人を後見人として選任している件は、本当に限られた数だと思います。もちろん一定の講習等を受けていただいた一定水準を満たしている方を前提としています。

(委員) 市民後見人というのは、そういう講習等を受けてきた方を裁判所で登録するという仕組みなんですか。

(委員) 市民後見人は、裁判所に登録する仕組みではなく、自治体が管理するのが基本だと思います。自治体がどういう形で管理するかは、各自自治体で差異があると聞いております。自治体が養成のための講習等を

行って参加者を登録管理した名簿を作成し、そこから裁判所に後見人候補者として推薦いただくのが前提とっております。

(委員長) 少なくとも前橋管内では、積極的に市民後見人を利用していくという段階にはまだ至っていない状況です。将来、後見の申立てが増えてくれば、後見人の給源不足という問題が当然起こってくると思いますので、他の裁判所でもどういう動きがあるのかということも踏まえながら今後検討していきたいと思っております。

(委員) 市町村の社会福祉協議会から団体として後見人になりたいという声が出ているのでお伺いしたいのですが、法人は後見人になれるのですか。

(委員長) 法人を選任することも検討されている状況にはありますが、まだ前橋管内では実績はありません。団体だと、長所もある一方、個人との関係で1対1の関係で信頼を維持していけるのかなどいろいろな問題もありますので、今後は、推進ありきではなくて、状況を見ながら進めていくということになると思います。

(委員) 市町村の社会福祉協議会は、高齢者の日常生活自立支援として、金銭管理のサービスを行っています。これはもちろんまだ判断能力のある方を対象に契約の形式で行っています。このサービスを判断能力が落ちた、あるいはなくなった方も対象として展開したいという思惑から、社会福祉協議会に法人後見に対する要望があるというのが背景です。県の方でも後見人に関する講座やセミナーを実施しておりますので、今後またその辺りについて教えていただければありがたいです。

(委員) 玉村町については、市民後見人の養成とその後の名簿管理等について、社会福祉協議会が関与しておられるのでしょうか。

(委員) いいえ、関与していません。というのは、先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会がやっているのは、まだ判断能力がある方を対象とし

た財産管理ですから、判断能力が落ちた、あるいはない方を対象としてやっているのは玉村町、つまり行政です。

(委員) 今後も関与される予定がないということでしょうか。

(委員) いろいろな声がありますので、後見制度については、関与していかなければならないとは考えています。

(委員長) 申立ての相談に来た人に対する対応といった点についてどういう感想をお持ちなのかを少し伺ってみたいのですが、どなたかありますでしょうか。

(委員) まず、利用者が利用しやすいかどうかという部分なのですが、だんだんよくなっていくのだらうという感じがします。それから、後見制度支援信託は各家裁によって対応が違っているという話がありましたが、そういう取組の違いがあるのでしょうか。それから、大体後見であるとか信託とかそういう問題が出てくるのは財産のある人ですから、裁判所からもっと突っ込んだ質問をしたりしながら、なるべくフェアにきちんと進めていった方が、最終的には親族間の関係が非常にうまくいくという感じがします。今日の寸劇を見て、もうちょっと裁判所が踏み込んでいろいろなことを申立人を含めてみんなで同意しながら進めていくのがいいのかなと感じました。

(委員) 後見制度支援信託は、最近始まったもので全国的に取り組んでいるものですが、どうしても、各地の諸事情によって、ある程度成果が上がっているところもあれば、いま一つのところもあり、当初はどうしてもやむを得ないことと思います。いずれは、どこも同じ形で動いていくものと思っております。

(委員) 後見制度支援信託について、広報とかPRでどのぐらい流れているものなのでしょうか。申立人が裁判所の窓口に来るまでの自治体等での相談の過程で当制度について知らされているものなのでしょうか。

(説明者) 裁判所では、この制度が開始された当初に、各自治体等に制度説明の刊行物等をお渡ししたり、その後も、更新したものをお渡ししたりしております。その他は、銀行等のそれぞれの機関で必要な範囲で個別に当制度について御案内しているものと思います。その上で、じゃあ裁判所に行って詳しく聞いてみるかというような流れになっていると思われま

(委員) 先ほどの説明の中で、全国の後見制度の利用者が、2万件ぐらいの規模から、今は増えて4万件ぐらいだというような話がありました。しかし、実際に高齢者が非常に増加している現状においては、非常に少ないというイメージを持ちました。成年後見というのは、言葉としては知っているのですが、実態が余りよく分からないというのが現状です。介護の問題は、現在非常に社会的に大きな問題になっており、もっとこの制度は利用すべきと思います。導入部分でどうやって知らせ、どうやって利用につなげていくか、まずは成年後見というふう

(委員長) 先ほどの寸劇のやりとりを見て、何かこういう点は分かりにくかったとか、もう少しこういうふう

(委員) 寸劇はとても丁寧で、基本的な質問にも何か答えてくれそうで、ああいうふう

いう話になるかどうか分かりませんが、違いを教えてくださいと分かりやすいと思いました。先ほど親族だと財産の着服などの問題が起こりやすいという課題の話が出てきましたが、そうならないために、きちんと第三者に託して管理をしてもらう方がより財産が守られるとか、そういうところ、後見制度の在り方をもう少し知りたいと思いました。

(委員) 先ほど申しあげましたように、不正を働く後見人の方が多いわけではありませんが、必ず一定数出てきます。親族後見人である場合と専門職後見人である場合とでは、比率は明らかに違います。裁判所から見ると、やはり、横領されてしまって被後見人本人の財産がなくなってしまうということは避けたいというのが一番です。そういう観点からは、専門職の後見人を選任したり、後見信託の利用を勧めたりということになると思います。ただし、いくつかの隘路があり、その一つが、専門職の数も有限ですから、全ての事件について、しかも今後利用が増えていく状況で、専門職をつけることができるのかという問題があります。それから、仮に数の問題が解決したとして、全てのケースについて専門職にするのが妥当なのかという問題ももちろんあります。その意味で結局はケースごとに考えるしかないのですが、裁判所の基本的スタンスは、先ほど申しあげたように本人の財産保全を第一義に考えています。

(説明者) 先ほどの寸劇では、相談者であるお子さんが自ら親の後見人をやりたいとおっしゃってましたが、実際、申立てをされる方は必ずしもやりたいと自分を候補者に挙げる方ばかりではありません。裁判所がいろいろと説明すると、それだったら専門家にお任せしたいという方もいらっしゃいますし、何年か後見人を行った後にお年を召されてから、このあたりで専門家の方にお任せしたらどうですかと申し向けると、

ぜひそれをお願いしますとおっしゃる方も中にはおられます。ですから、必ずしも不正防止ということだけじゃなくて、後見人の業務は非常に負担感があるものなので、そういったところから専門職後見人を受け入れていただくケースもかなりあります。

(委員) もう老人が老人を介護する時代になってきて、多分、利用者はこの手続だと見ただけで面倒くさいというふうに思ってしまうと思います。利用者は、実際自分が生活する上での困り事を解決したいんですが、この制度ではいろいろな申請をしなくちゃならない、手続をしなくちゃならないということになっています。それが実際に生活している人たちにとって一番いいことなのかなと疑問に思いました。財産の適切な管理、利用という立ち位置もあるのかもしれませんが、老人介護はいろいろな負担感があって、困り事もあって、そこで困っていて銀行に相談に行ってみたら、お金は下ろせませんよという事態になってしまうことは問題であって、何かかえって問題を複雑化していて皆が年齢を重ねていく中でシステムが面倒になっていくのはどうなのかなと思いました。それから、感想になりますが、後見人を業としている人たちについて、専門のトレーニングを行って適切な人を育成していくという仕組みはあまり明確になっていないのかなと思いました。それと、御本人様がお一人でどこかの施設に入られていて、認知症になってしまった場合は、誰が申立てをしてくれて後見人をつけられるのが疑問です。

(委員) 御本人に申立権はもちろんあり、御本人ができない場合には一定の範囲の親族が申立てを行うのですが、それでも誰も申し立てる者がいない場合、市町村の首長が申立てをしなければならないことになっています。

(委員長) 本人に安定した生活を送ってもらい、その財産を保護していくため

には後見が必要だという事情があるにもかかわらず、親族が申立てをしない場合があつて、その場合は、自治体等が親族に働きかけて申立てをしてもらい、それもだめなら自治体が申立てをするという運用が今まで行われてきているのです。

以 上